

令和2年9月29日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

(その1)

県土整備局

目

次

I	神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正について	1
II	神奈川県都市公園条例の一部改正について	4
III	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部改正について	7
IV	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	10
V	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部改正について	14
VI	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部改正について	17
VII	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部改正について	19
VIII	かながわ都市マスタープランの改定素案について	22
IX	県立都市公園の指定管理者の募集について	28
X	県立都市公園及びスポーツ施設の指定管理者の一括募集について	45
XI	湘南港・葉山港の指定管理者の指定期間の変更について	52
XII	県の海岸の安全対策等の取組結果について	54
XIII	県営住宅等の指定管理者の募集について	56
XIV	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し時期の変更について	63

I 神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例（以下「本条例」という。）は、道路法の規定に基づき、県管理道路の占用の許可を受けた者から道路の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法を定めた条例である。

本条例では、従来から国に準拠して、占用物件の種類ごと、所在地区分ごとに占用料の額を定めている。このたび、国の占用料を定める道路法施行令が改正され、令和2年4月1日に施行されたことから、この内容を踏まえて改正を行うほか、占用入札等新たな規定の整備を行う。

2 条例改正の概要

(1) 占用料の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直し

占用料の額については、所在地区分ごとに平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

各所在地区分に該当する市町村については、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、三浦市及び南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

国に準拠した占用料の額の改定（代表例）

区分	改正	現行
第二種電柱	第一級地 3,650円/本・年	第一級地 3,540円/本・年
	第二級地 2,890円/本・年	第二級地 2,790円/本・年
	第三級地 2,400円/本・年	第三級地 2,230円/本・年
	第四級地 2,230円/本・年	第四級地 2,140円/本・年
共架電線その他 上空に設ける線 類	第一級地 21円/m・年	第一級地 21円/m・年
	第二級地 17円/m・年	第二級地 16円/m・年
	第三級地 14円/m・年	第三級地 13円/m・年
	第四級地 13円/m・年	第四級地 12円/m・年
管類（外径が 0.07メートル以 上0.1メートル 未満のもの）	第一級地 130円/m・年	第一級地 120円/m・年
	第二級地 100円/m・年	第二級地 97円/m・年
	第三級地 84円/m・年	第三級地 78円/m・年
	第四級地 78円/m・年	第四級地 75円/m・年

区分	改正		現行	
管類(外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの)	第一級地	510円/m・年	第一級地	490円/m・年
	第二級地	400円/m・年	第二級地	390円/m・年
	第三級地	340円/m・年	第三級地	310円/m・年
	第四級地	310円/m・年	第四級地	300円/m・年
看板(常設)	第一級地	8,010円/m ² ・年	第一級地	7,410円/m ² ・年
	第二級地	4,730円/m ² ・年	第二級地	4,580円/m ² ・年
	第三級地	1,510円/m ² ・年	第三級地	1,980円/m ² ・年
	第四級地	1,040円/m ² ・年	第四級地	1,670円/m ² ・年

(2) 支線柱及び支線の占用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占用料の算定区分から削除する。

(3) 占用入札に係る規定の整備

占用入札(占用料の多寡等により占用主体を選定する入札)について、実施に必要な占用料の額の最低額に係る規定を整備する。

(4) 自動車専用道路と利便施設等との連結に係る規定の整備

自動車専用道路と利便施設等とを連結したときに徴収する連結料の額の基準や徴収方法について、規定を整備する。

3 今後の予定

令和2年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和3年1月～2月 事業者等への周知

令和3年4月1日 改正条例の施行

1 道路占用料の算定式

$$\text{占用料の額} = \text{道路価格} \times \text{使用料率(注1)} \\ \times \text{占用面積} (\times \text{修正率(注2)})$$

(注1)地価に対する年額賃料の割合に相当する率(例:電柱4.64%)

(注2)道路空間の一部のみを使用する物件に対する調整率(例:上空建築物7/10、地下3/10)

2 道路占用料収入実績額

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入額	799,058千円	834,352千円	829,250千円

3 所在地区分と該当市町村(見直し後)

区分	内容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、開成町、真鶴町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、箱根町、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

※ 第五級地に区分される市町村の該当はない。

※ 寒川町は第一級地から第二級地へ、三浦市及び南足柄市は第二級地から第三級地へ変更する。

II 神奈川県都市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県都市公園条例（以下「本条例」という）は、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めた条例である。本条例では、土地の占用などにつき徴収する使用料の額及び徴収方法を定めている。

占用許可による使用料の額は、神奈川県道路占用料徴収条例（以下「道路占用料条例」という。）に規定があり、占用物件の立地特性等が類似しているものについては、道路占用料条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、道路占用料条例が占用料の額の改定、各所在地区分に該当する市町村の見直し及び占用物件の区分の見直しを予定していることから、これとの整合性を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 使用料の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直し

使用料の額については、所在地区分ごとに平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

各所在地区分に該当する市町村については、三浦市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

ア 使用料の額を道路占用料条例と同額に定めているもの（代表例）

区分	改正	現行
第二種電柱	第一級地 3,650円/本・年	第一級地 3,540円/本・年
	第二級地 2,890円/本・年	第二級地 2,790円/本・年
	第三級地 2,400円/本・年	第三級地 2,230円/本・年
	第四級地 2,230円/本・年	第四級地 2,140円/本・年
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く）	第一級地 21円/m・年	第一級地 21円/m・年
	第二級地 17円/m・年	第二級地 16円/m・年
	第三級地 14円/m・年	第三級地 13円/m・年
	第四級地 13円/m・年	第四級地 12円/m・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地 130円/m・年	第一級地 120円/m・年
	第二級地 100円/m・年	第二級地 97円/m・年
	第三級地 84円/m・年	第三級地 78円/m・年
	第四級地 78円/m・年	第四級地 75円/m・年

管類（外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの）	第一級地	510円/m・年	第一級地	490円/m・年
	第二級地	400円/m・年	第二級地	390円/m・年
	第三級地	340円/m・年	第三級地	310円/m・年
	第四級地	310円/m・年	第四級地	300円/m・年

イ 使用料の額を独自に定めているもの

区分	改 正		現 行	
鉄塔	第一級地	3,670円/m ² ・年	第一級地	3,610円/m ² ・年
	第二級地	2,780円/m ² ・年	第二級地	2,740円/m ² ・年
	第三級地	2,220円/m ² ・年	第三級地	2,100円/m ² ・年
	第四級地	2,010円/m ² ・年	第四級地	1,990円/m ² ・年
特別高圧架空電線（使用電圧が170,000ボルト以上のもの）	第一級地	1,840円/m ² ・年	第一級地	1,810円/m ² ・年
	第二級地	1,400円/m ² ・年	第二級地	1,380円/m ² ・年
	第三級地	1,120円/m ² ・年	第三級地	1,060円/m ² ・年
	第四級地	1,010円/m ² ・年	第四級地	1,000円/m ² ・年
特別高圧架空電線（使用電圧が7,000ボルトを超え170,000ボルト未満のもの）	第一級地	1,110円/m ² ・年	第一級地	1,090円/m ² ・年
	第二級地	840円/m ² ・年	第二級地	830円/m ² ・年
	第三級地	670円/m ² ・年	第三級地	640円/m ² ・年
	第四級地	610円/m ² ・年	第四級地	600円/m ² ・年
その他のもの	第一級地	36円/m ² ・日	第一級地	36円/m ² ・日
	第二級地	27円/m ² ・日	第二級地	27円/m ² ・日
	第三級地	22円/m ² ・日	第三級地	21円/m ² ・日
	第四級地	20円/m ² ・日	第四級地	19円/m ² ・日

(2) 支線柱及び支線の使用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、使用料の算定区分から削除する。

2 今後の予定

令和2年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
 令和3年1月～2月 事業者等への周知
 令和3年4月1日 改正条例の施行

1 都市公園の占用許可に係る使用料の額を独自に定めているものの算定式

$$\text{使用料の額} = \text{公園価格} \times \text{使用料率(注1)} \\ \times \text{占用面積} \times (\text{修正率(注2)})$$

(注1) 地価に対する年額賃料の割合に相当する率 (4.64%)

(注2) 占用の状況に応じて、都市公園管理上の影響度合いを勘案して乗ずる率

2 都市公園の占用許可に係る使用料収入実績

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入額	56,563千円	47,582千円	46,865千円

3 所在地区分と該当市町村 (見直し後)

区分	内容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	相模原市、横須賀市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、葉山町、大磯町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	三浦市、箱根町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町

※ 第五級地に区分される市町村の該当はない。

※ 三浦市は第二級地から第三級地へ変更する。

Ⅲ 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県流水占用料等徴収条例は、河川法に基づく土地の占用等につき徴収する占用料等の額及びその徴収方法を定めた条例である。

占用料等の額は、神奈川県道路占用料徴収条例（以下「道路占用料条例」という。）に規定があり、占用物件の立地特性等が類似しているものについては、道路占用料条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、道路占用料条例が、占用料の額の改定、各所在地区分に該当する市町村の見直し及び占用物件の区分の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 占用料等の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直し

占用料等の額については、所在地区分ごとに平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

各所在地区分に該当する市町村については、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

ア 占用料等の額を道路占用料条例と同額に定めているもの（代表例）

区分	改正	現行
第二種電柱	第一級地 3,650円/本・年	第一級地 3,540円/本・年
	第二級地 2,890円/本・年	第二級地 2,790円/本・年
	第三級地 2,400円/本・年	第三級地 2,230円/本・年
	第四級地 2,230円/本・年	第四級地 2,140円/本・年
共架電線その他上空に設ける線類	第一級地 21円/m・年	第一級地 21円/m・年
	第二級地 17円/m・年	第二級地 16円/m・年
	第三級地 14円/m・年	第三級地 13円/m・年
	第四級地 13円/m・年	第四級地 12円/m・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地 130円/m・年	第一級地 120円/m・年
	第二級地 100円/m・年	第二級地 97円/m・年
	第三級地 84円/m・年	第三級地 78円/m・年
	第四級地 78円/m・年	第四級地 75円/m・年

管類（外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの）	第一級地	510円/m・年	第一級地	490円/m・年
	第二級地	400円/m・年	第二級地	390円/m・年
	第三級地	340円/m・年	第三級地	310円/m・年
	第四級地	310円/m・年	第四級地	300円/m・年

イ 占用料等の額を独自に定めているもの

区分	改正		現行	
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物 <small>※他の項に規定する工作物を除く。</small>	第一級地	680円/m ² ・年	第一級地	640円/m ² ・年
	第二級地	550円/m ² ・年	第二級地	500円/m ² ・年
	第三級地	520円/m ² ・年	第三級地	470円/m ² ・年
	第四級地	500円/m ² ・年	第四級地	460円/m ² ・年
鉄塔	第一級地	1,840円/m ² ・年	第一級地	1,750円/m ² ・年
	第二級地	1,490円/m ² ・年	第二級地	1,360円/m ² ・年
	第三級地	1,400円/m ² ・年	第三級地	1,280円/m ² ・年
	第四級地	1,370円/m ² ・年	第四級地	1,240円/m ² ・年
柵類	第一級地	880円/m・年	第一級地	840円/m・年
	第二級地	720円/m・年	第二級地	660円/m・年
	第三級地	680円/m・年	第三級地	620円/m・年
	第四級地	660円/m・年	第四級地	600円/m・年

(2) 支線柱及び支線の占用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占用料の算定区分から削除する。

3 今後の予定

令和2年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
 令和3年1月～2月 事業者等への周知
 令和3年4月1日 改正条例の施行

1 占用料等の額を独自に定めているものの算定式

$$\text{占用料の額} = \text{河川価格} \times \text{使用料率 (注1)} \quad (\times \text{修正率 (注2)})$$

(注1) 行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算定する際に、当該土地の価額に乗ずる率 (年3%)

(注2) 占用等の状況に応じて、河川管理上の影響の度合いを勘案して乗ずる率

2 流水占用料等収入実績額

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入額	566,337千円	545,035千円	522,223千円

3 所在地区分と該当市町村 (見直し後)

区分	内容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、葉山町、 <u>寒川町</u> 、大磯町、二宮町、大井町、開成町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	<u>南足柄市</u> 、中井町、松田町、箱根町、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

※ 第五級地に区分される市町村の該当はない。

※ 寒川町は第一級地から第二級地へ、南足柄市は第二級地から第三級地へ変更する。

IV 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 専用利用料等の額の改定等

港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「本条例」という。）は、港湾の設置及び管理等について必要な事項を定めた条例である。本条例では、港湾法に基づく港湾の施設に構築物を設けるなどして、一定の期間、独占的に利用する専用利用や、港湾区域内の水域の占用などにつき徴収する専用利用料、占用料等（以下「専用利用料等」という。）の額及びその徴収方法を定めている。

専用利用料等の額は、神奈川県道路占用料徴収条例、神奈川県流水占用料等徴収条例又は神奈川県海岸占用料等徴収条例（以下「準拠条例」という。）に規定があり、専用利用物件の立地特性等が類似しているものについては、準拠条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、準拠条例が占用料の額の改定及び占用物件の区分の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

(2) 真鶴港港湾管理事務所の会議室等利用料の制定

平成30年の台風第12号で被災した真鶴港港湾管理事務所の再築に伴い、真鶴港利用者の利便性向上のため新設する会議室及びシャワー室の利用料を定める必要があることから、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 専用利用料等の額の改定等

ア 専用利用料等の額の改定

専用利用料等の額については、準拠条例の改正に合わせて適正化を図るため、平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

(ア) 専用利用料等の額を準拠条例と同額に定めているもの（代表例）

区分	港湾名	改正	現行
第二種電柱	湘南港	3,650 円/本・年	3,540 円/本・年
	葉山港、大磯港、真鶴港	2,890 円/本・年	2,790 円/本・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	湘南港	130 円/m・年	120 円/m・年
	葉山港、大磯港、真鶴港	100 円/m・年	97 円/m・年

(イ) 専用利用料等の額を独自に定めているもの

a 専用利用料

区分	港湾名	改正	現行
共架電線その他上空に設ける線類	湘南港	240 円/m・年	200 円/m・年
	葉山港、大磯港、真鶴港	170 円/m・年	140 円/m・年
地下に設ける電線その他の線類	湘南港	120 円/m・年	100 円/m・年
	葉山港、大磯港、真鶴港	89 円/m・年	76 円/m・年
柵類	湘南港	1,430 円/m・年	1,190 円/m・年
	葉山港、大磯港、真鶴港	990 円/m・年	860 円/m・年

b 占用料

区分	港湾名	改正	現行
係船浮標、係船くい及び信号標	湘南港	870 円/基・年	820 円/基・年
	葉山港、大磯港、真鶴港	700 円/基・年	640 円/基・年

イ 支線柱及び支線の専用利用料等算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、専用利用料等の算定区分から削除する。

(2) 真鶴港港湾管理事務所の会議室等利用料の制定

ア 会議室の利用料

面積	利用料 (1 時間)
30.48m ²	280円

イ シャワー室の利用料

基数	利用料 (1 回)
1 基 (男女兼用)	220円

3 今後の予定

令和2年10月	港湾審議会への諮問
令和2年11月	第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
令和3年1月～2月	事業者等への周知
令和3年3月	改正条例の施行 (真鶴港港湾管理事務所の会議室等利用料の制定)
令和3年4月1日	改正条例の施行 (専用利用料等の額の改定等)

参考資料

1 専用利用料等の額の改定等

(1) 専用利用料等の額を独自に定めているものの算定式

$$\text{専用利用料等の額} = \text{港湾価格} \times \text{使用料率(注1)} \\ (\times \text{修正率(注2)})$$

(注1) 行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算出する際に、当該土地の価額に乗ずる率（年3%）等

(注2) 占用の状況に応じて、港湾利用上の影響の度合いを勘案して乗ずる率

(2) 専用利用料等 収入実績額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収入額	19,675 千円	20,298 千円	18,937 千円

(3) 港湾の区分等

各港湾に所在地区分を適用すると、湘南港は第一級地に、葉山港、大磯港及び真鶴港は第二級地に該当し、専用利用料等の額を準拠条例と同額に定める場合は、それぞれ第一級地、第二級地の額を適用する。

港湾の区分	準拠条例の適用
湘南港	「第一級地」の額
葉山港、大磯港、真鶴港	「第二級地」の額

2 真鶴港港湾管理事務所の施設の概要

構 造：鉄骨造 2 階建

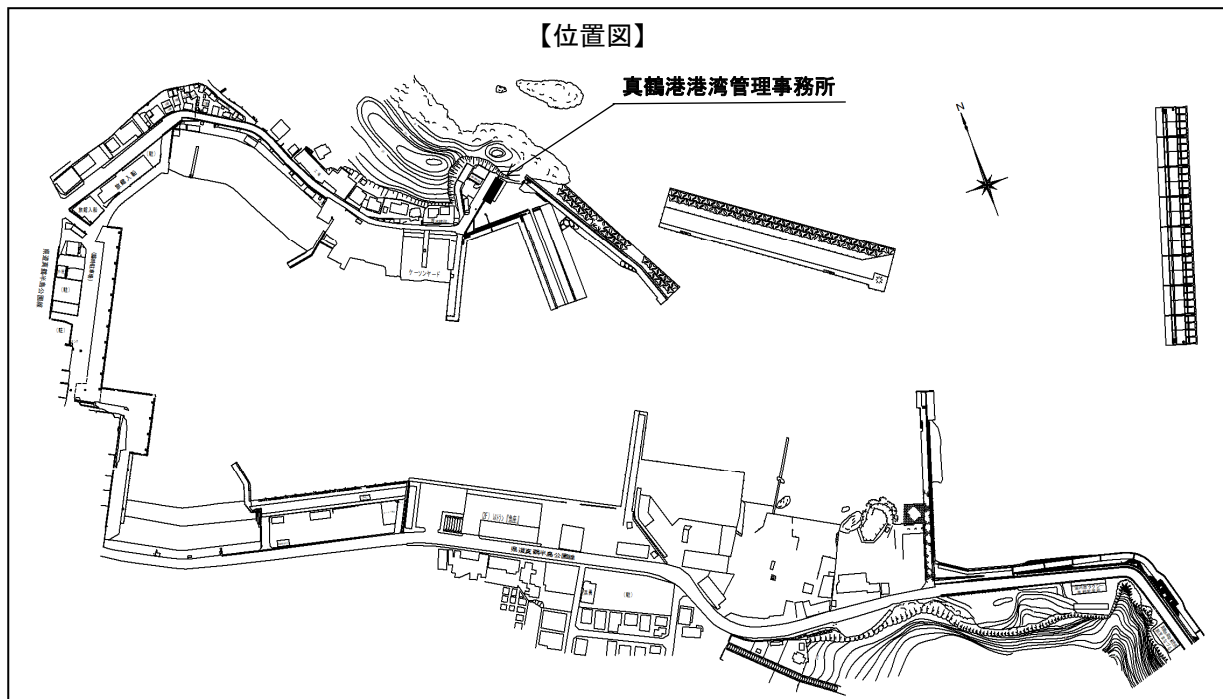
建築面積：115.60 m²、延床面積：188.58 m²

主な施設：（1 階）展示室、倉庫、シャワー室

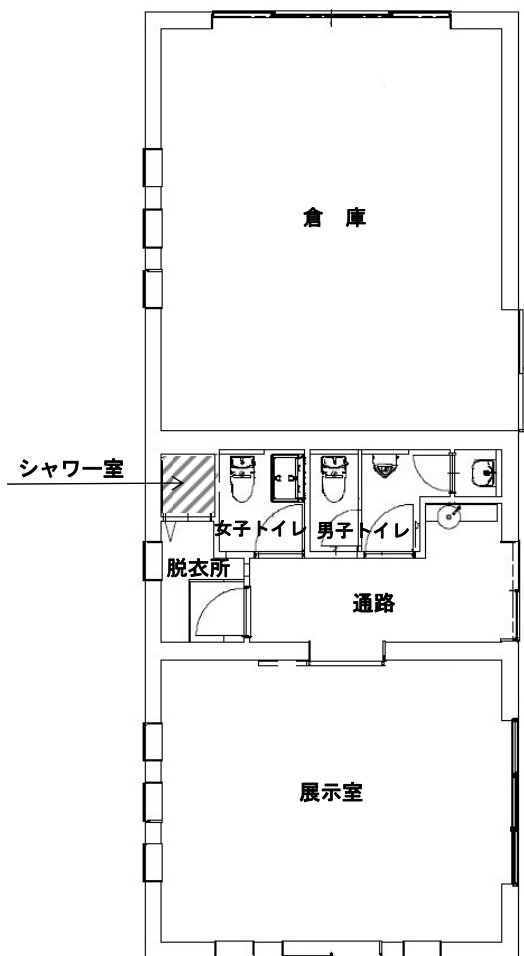
（2 階）会議室、事務所

供用開始：令和 3 年 3 月（予定）

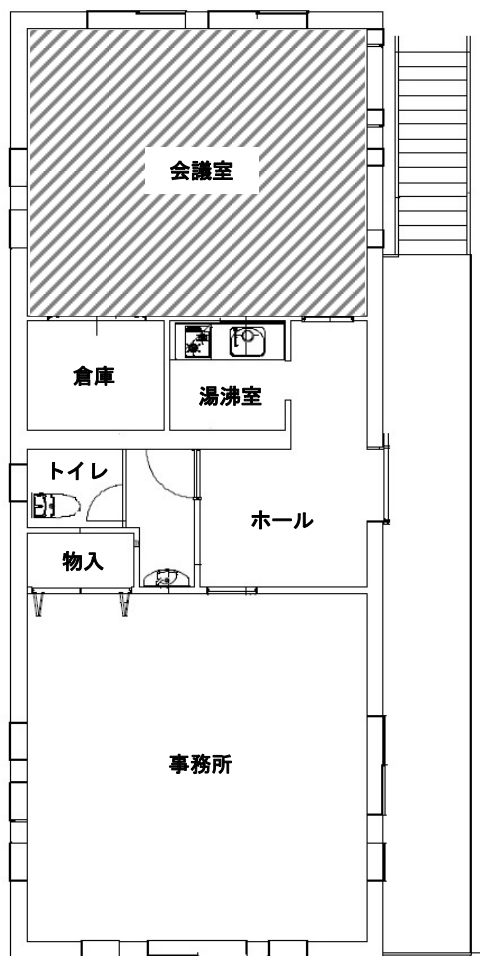
真鶴港港湾管理事務所



【平面図（1階）】



【平面図（2階）】



V 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県海岸占用料等徴収条例は、海岸法に基づく海岸保全区域等の占用等につき徴収する占用料等の額及びその徴収方法を定めた条例である。

占用料等の額は、神奈川県道路占用料徴収条例又は神奈川県流水占用料等徴収条例（以下「準拠条例」という。）に規定があり、占用物件の立地特性等が類似しているものについては、準拠条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、準拠条例が占用料の額の改定、各所在地区分に該当する市町村の見直し及び占用物件の区分の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 占用料の額の改定及び各所在地区分に該当する市町の見直し

占用料の額については、所在地区分ごとに平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

各所在地区分に該当する市町については、三浦市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

ア 占用料の額を準拠条例と同額に定めているもの（代表例）

区分	改正		現行	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の施設又は工作物 ※他の項に規定する工作物を除く。	第一級地	680 円/㎡・年	第一級地	640 円/㎡・年
	第二級地	550 円/㎡・年	第二級地	500 円/㎡・年
	第三級地	520 円/㎡・年	第三級地	470 円/㎡・年
第二種電柱	第一級地	3,650 円/本・年	第一級地	3,540 円/本・年
	第二級地	2,890 円/本・年	第二級地	2,790 円/本・年
	第三級地	2,400 円/本・年	第三級地	2,230 円/本・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地	130 円/m・年	第一級地	120 円/m・年
	第二級地	100 円/m・年	第二級地	97 円/m・年
	第三級地	84 円/m・年	第三級地	78 円/m・年

イ 占用料の額を独自に定めているもの

区分	改正		現行	
海水浴施設、 売店及びバン ガロー	第一級地	300 円/m ² ・月	第一級地	290 円/m ² ・月
	第二級地	250 円/m ² ・月	第二級地	220 円/m ² ・月
	第三級地	230 円/m ² ・月	第三級地	210 円/m ² ・月

(2) 支線柱及び支線の占用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占用料の算定区分から削除する。

3 今後の予定

令和2年11月	第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
令和3年1月～2月	事業者等への周知
令和3年4月1日	改正条例の施行

1 占用料の額を独自に定めているもの（月額）の算定式

$$\text{占用料の額} = \text{海岸価格} \times \text{使用料率(注1)} \\ (\times \text{修正率(注2)}) \div 12$$

(注1)行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算定する際に、当該土地の価額に乗ずる率（年3%）

(注2)占用の状況に応じて、海岸保全上の影響の度合いを勘案して乗ずる率

2 海岸占用料等 収入実績額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収入額	44,498 千円	45,955 千円	44,686 千円

3 所在地区分と該当市町（見直し後）

区分	内容	該当市町
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口 50 万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口 50 万人未満 20 万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	横須賀市、平塚市、小田原市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口 20 万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	三浦市、湯河原町

※ 県内に第四級地の海岸はない。

※ 三浦市は第二級地から第三級地へ変更する。

VI 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例(以下「本条例」という。)は、砂防法等に基づく砂防指定地の管理等について必要な事項を定めた条例である。本条例では、砂防設備の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法を定めている。

占用料の額は、神奈川県流水占用料等徴収条例(以下「流水占用料条例」という。)に規定する土地占用料の例により計算して得た額とされているが、流水占用料条例に規定のない市町の所在地区分については、神奈川県道路占用料徴収条例(以下「道路占用料条例」という。)に準拠して定めている。このたび、道路占用料条例が各所在地区分に該当する市町村の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

各所在地区分に該当する市町については、三浦市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

3 今後の予定

令和2年11月	第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
令和3年1月～2月	事業者等への周知
令和3年4月1日	改正条例の施行

1 砂防設備占用料 収入実績額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収入額	2,197 千円	2,195 千円	2,206 千円

2 所在地区分と該当市町（見直し後）

区分	内容	該当市町
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口 50 万人未満 20 万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	真鶴町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口 20 万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	<u>三浦市</u>

※ 他の市町村の所在地区分については流水占用料条例に規定する土地占用料の例による。

※ 三浦市は第二級地から第三級地へ変更する。

Ⅶ 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（以下「本条例」という。）は、国有財産法に基づく国土交通省所管の法定外公共用財産の使用につき徴収する使用料の額及びその徴収方法を定めた条例である。

本条例では、神奈川県道路占用料徴収条例及び神奈川県流水占用料等徴収条例（以下「準拠条例」という。）に準拠して使用料の額等を定めている。このたび、準拠条例が占用料等の額の改定、各所在地区分に該当する市町村の見直し及び占用物件の区分の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

参考

公共用財産（国土交通省所管）	
<p>【法定公共用財産】 道路法、河川法等の適用の<u>あ</u> <u>るもの</u> (例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 道路法の適用を受ける高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道・ 河川法の適用を受ける一級河川、二級河川、準用を受ける準用河川	<p>【法定外公共用財産】 道路法、河川法等の適用の<u>な</u> <u>いもの</u> (例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 道路法の適用を受けない里道・ 河川法の適用を受けない水路

2 条例改正の概要

- (1) 使用料の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直し
使用料の額については、準拠条例の改正に合わせて適正化を図るため、平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。
各所在地区分に該当する市町村については、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、三浦市及び南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。

使用料の額を準拠条例と同額に定めているもの（代表例）

区分	改正	現行
第二種電柱	第一級地 3,650 円/本・年	第一級地 3,540 円/本・年
	第二級地 2,890 円/本・年	第二級地 2,790 円/本・年
	第三級地 2,400 円/本・年	第三級地 2,230 円/本・年
	第四級地 2,230 円/本・年	第四級地 2,140 円/本・年
共架電線その他上空に設ける線類	第一級地 21 円/m・年	第一級地 21 円/m・年
	第二級地 17 円/m・年	第二級地 16 円/m・年
	第三級地 14 円/m・年	第三級地 13 円/m・年
	第四級地 13 円/m・年	第四級地 12 円/m・年
管類（外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの）	第一級地 130 円/m・年	第一級地 120 円/m・年
	第二級地 100 円/m・年	第二級地 97 円/m・年
	第三級地 84 円/m・年	第三級地 78 円/m・年
	第四級地 78 円/m・年	第四級地 75 円/m・年
管類（外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの）	第一級地 510 円/m・年	第一級地 490 円/m・年
	第二級地 400 円/m・年	第二級地 390 円/m・年
	第三級地 340 円/m・年	第三級地 310 円/m・年
	第四級地 310 円/m・年	第四級地 300 円/m・年
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物 ※他の項に掲げる工作物を除く。	第一級地 680 円/m ² ・年	第一級地 640 円/m ² ・年
	第二級地 550 円/m ² ・年	第二級地 500 円/m ² ・年
	第三級地 520 円/m ² ・年	第三級地 470 円/m ² ・年
	第四級地 500 円/m ² ・年	第四級地 460 円/m ² ・年
鉄塔	第一級地 1,840 円/m ² ・年	第一級地 1,750 円/m ² ・年
	第二級地 1,490 円/m ² ・年	第二級地 1,360 円/m ² ・年
	第三級地 1,400 円/m ² ・年	第三級地 1,280 円/m ² ・年
	第四級地 1,370 円/m ² ・年	第四級地 1,240 円/m ² ・年

(2) 支線柱及び支線の使用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、使用料の算定区分から削除する。

3 今後の予定

令和2年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
 令和3年1月～2月 事業者等への周知
 令和3年4月1日 改正条例の施行

1 法定外公共用財産使用料収入実績額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収入額	11,037 千円	12,030 千円	12,058 千円

2 所在地区分と該当市町村（見直し後）

区分	内 容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、葉山町、 <u>寒川町</u> 、大磯町、二宮町、大井町、開成町、真鶴町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	<u>三浦市</u> 、 <u>南足柄市</u> 、中井町、松田町、箱根町、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

※ 第五級地に区分される市町村の該当はない。

※ 寒川町は第一級地から第二級地へ、三浦市及び南足柄市は第二級地から第三級地へ変更する。

VIII かながわ都市マスタープランの改定素案について

1 「かながわ都市マスタープラン」の概要

「かながわ都市マスタープラン（以下「本プラン」という。）」は、概ね20年後を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

本プランは、「かながわグランドデザイン」の県土・まちづくり分野における基幹的な計画であるとともに、本プランをもとに、県または指定都市は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定め、市町は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めている。

2 改定の趣旨

本プランは、昭和61年に策定して以来、社会経済情勢の変化などに的確に対応するため、これまでに5回の見直しを行っている。

前回改定から10年以上が経過しており、将来を展望すると、気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化やICTの技術革新といった社会経済情勢の変化などが見込まれることから、これらに的確に対応した都市づくりを進める必要があるため、本プランを改定する。

また、今回の改定において、これまで別冊となっていた「津波対策編（平成25年3月）」及び「地域別計画（平成22年11月）」について、本編に統合して1本化する。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応について、現時点では、都市づくりにどのような影響を与えるのか検証を行うことが困難であるため、改定素案では、課題認識があるなどの記載に留め、今後、国の動向に注視するとともに県政策局との連携や有識者ヒアリングを行うなどして検討する。

3 改定に向けたこれまでの取組み

- 令和元年7月～ 学識経験者への意見聴取（6回）
- 10月～ 庁内及び市町村との連絡調整会議（2回）
- 令和2年6月 庁内及び市町村への意見照会
- 9月 改定素案とりまとめ

4 改定素案の概要（主な改定内容）

(1) 都市づくりの基本方向

ア 現行プランにおける「持続可能な県土・都市づくり」などの基本方向を踏襲しつつ、展望時期を2040年代前半とし、県土・都市像を「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」とする。

イ 都市づくりの基本方向として、SDGsの理念の共有、「県土の利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視し、民間活力の活用、特区制度などとの連携も図りながら、人を引きつける魅力ある都市づくりを進める。

ウ 都市の運営といった観点をより一層推進するため、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化、都市づくり関連制度の積極的運用を図る。

(2) 社会経済情勢の変化などへの対応

ア 人口減少社会の本格化などを踏まえた都市づくり

地域の実情に応じた「コンパクト＋ネットワーク」の形成、観光振興、地方創生、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成など。

イ 産業構造の転換などを踏まえた都市づくり

リニア中央新幹線による国土構造の変革、羽田空港の国際線増便、首都圏3環状道路の概成などを生かした都市づくり、特区連携など。

ウ 2050年脱炭素社会の実現などを踏まえた都市づくり

再生可能エネルギーの導入、エネルギーの利活用を最適化するスマートコミュニティの形成、次世代自動車の普及促進、都市農地の保全・活用、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの推進など。

エ 気候変動の影響などによる災害の頻発・激甚化などを踏まえた都市づくり

地震や風水害などへのハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進、地域の実情に応じたハザードエリアにおける土地利用規制・誘導、無電柱化の推進、地籍調査の促進など。

オ ICTの技術革新などを踏まえた都市づくり

ICTなどの新技術を活用したスマートシティの形成、完全自動運転や様々な移動を一つのサービスとして捉えるMaaSなどによるスマートモビリティ社会の実現の促進など。

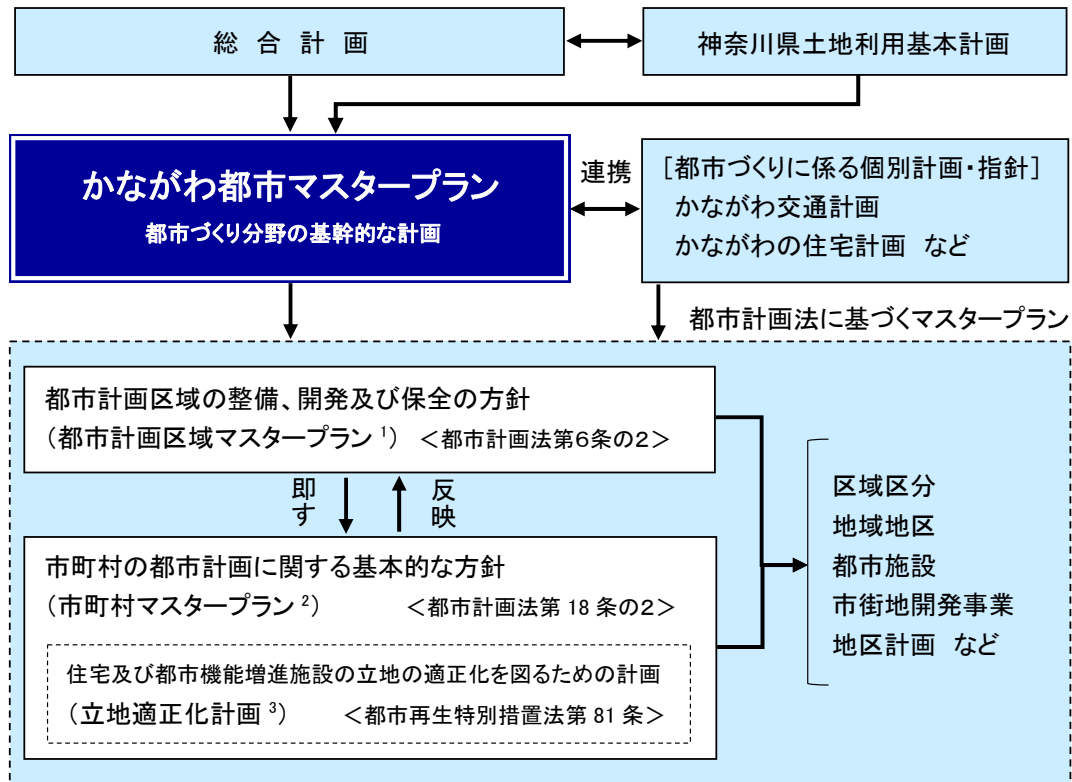
カ 既存ストックの老朽化、官民連携の進展などを踏まえた都市づくり

インフラの予防保全による長寿命化、既存ストックの多機能化、長期未着手の都市施設の見直し、PPP/PFI、ソーシャルビジネス、クラウドファンディングの活用、都市計画基礎調査のオープンデータ化の推進など。

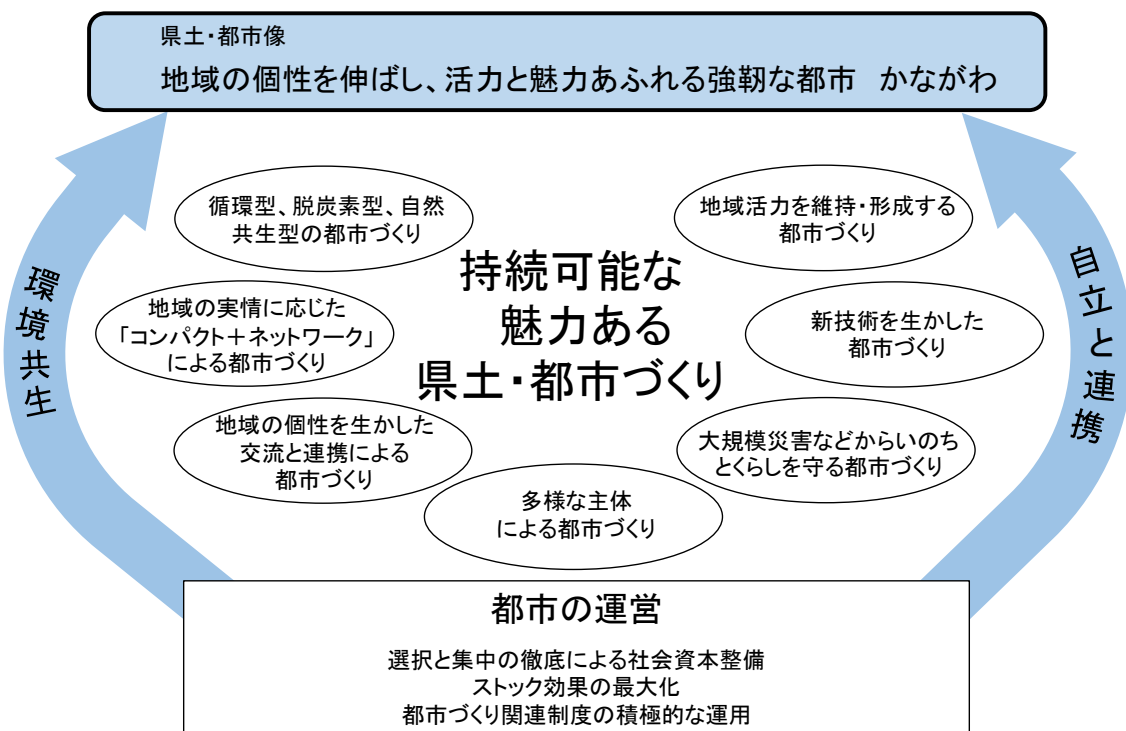
5 今後の予定

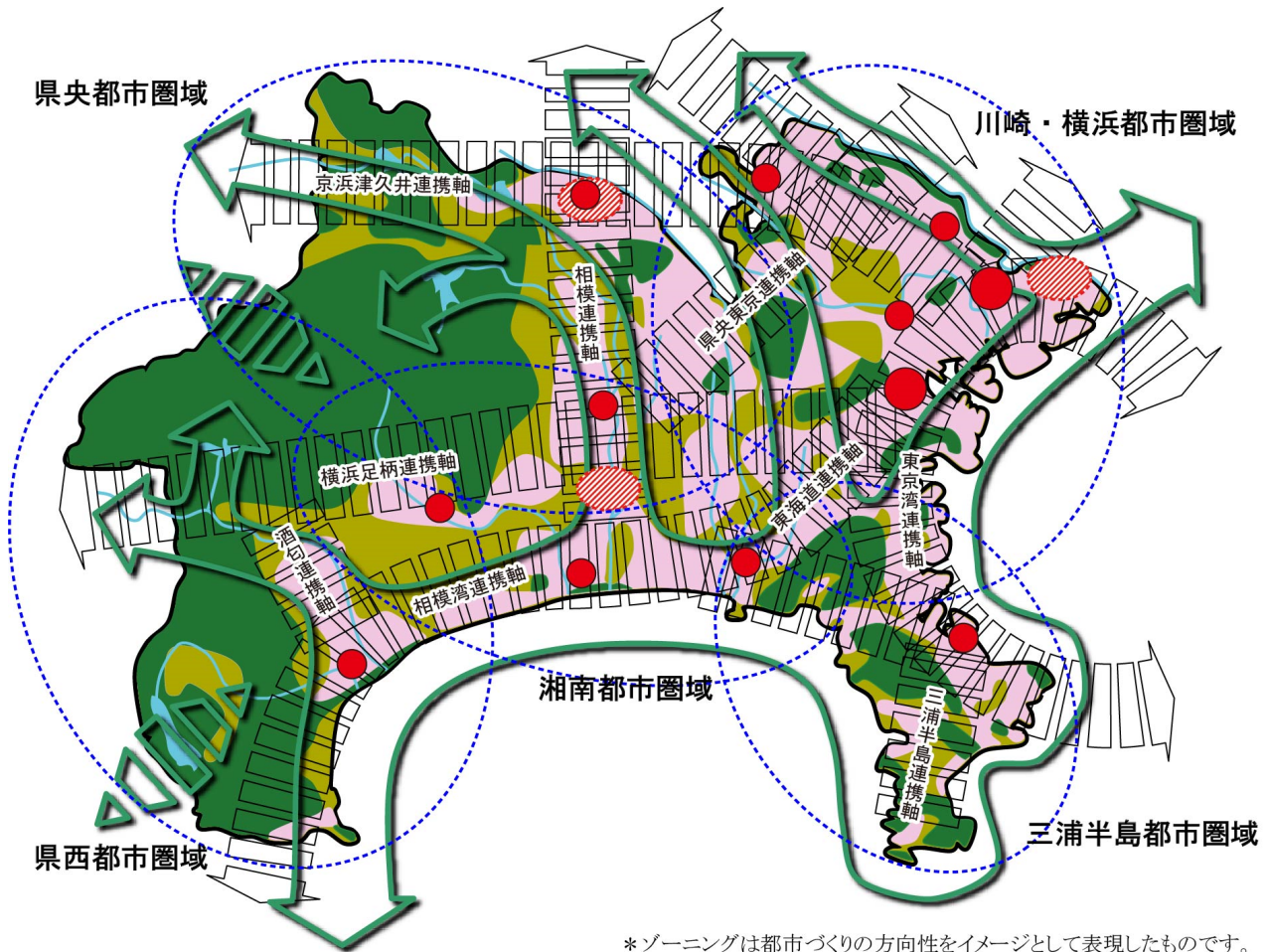
令和2年10月	神奈川県都市計画審議会に改定素案を報告
10月～11月	改定素案に対する県民意見募集
令和3年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ
〃	神奈川県都市計画審議会に改定案を報告
〃	第1回県議会定例会の建設・企業常任委員会に改定案を報告
3月	本プランを改定・公表

○諸計画との関係と役割



○県土・都市像










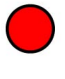
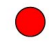


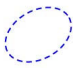
*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡 例

<環境共生>

- 
複合市街地ゾーン
 ◇鉄道駅や公共交通の利便性を生かした「歩いて暮らせるまちづくり」
 ◇多様な機能を持った質の高い市街地の実現
- 
環境調和ゾーン
 ◇都市と自然の調和・つながりを育む土地利用
 ◇地域特性に応じた魅力の創造・発揮
- 
自然的環境保全ゾーン
 ◇まとまりのあるみどりの保全、周辺環境との一体的なうらおいの創造
 ◇価値ある環境を生かして伸ばす交流の促進
- 
水とみどりのネットワーク
 ◇特色ある風土・環境・景観を生かし育み、都市と自然との調和・共生を促進
 ◇山・川・海の連続性を踏まえた循環・自然共生型のうらおいある県土の創造
- 
県境を越える山なみエリアの連続性

<自立と連携>

- 
中核拠点
 ◇首都圏の中核的な拠点として、複合的な都市機能を集積
- 
広域拠点
 ◇県全体の広域的な機能、都市圏域全体の自立をけん引する高度な都市機能の集積
- 
新たなゲート
 ◇全国や世界との交流連携の窓口として、交通基盤の整備と拠点を形成
- 
整備・機能強化する連携軸
 ◇自立した地域の機能を支えあう交通ネットワークの整備と既存ストックの機能強化
 ◇防災、環境、産業・観光といった広域的な課題への対応
- 
都市圏域
 ◇地域の個性を生かした自立ある発展
 ◇人、モノ、情報の円滑な流れを促す連携軸による活力ある都市づくり

○本プランの構成

構 成	内 容
序	目的、諸計画との関係など
第1章 これからの都市づくりに向けて	将来を展望し、都市づくりにあたっての課題を整理しています。
1 時代の変化と見通し	
2 これからの都市づくりの課題	
3 神奈川の都市構造のとらえ方	
第2章 都市づくりの基本方向	将来の県土・都市像を描くとともに、その実現に向けた都市づくりの基本方向を示しています。
1 県土・都市像	
2 県土・都市づくりの方向性	
第3章 都市圏域別都市づくりの基本方向	都市づくりの基本方向や部門別都市づくりの方針を踏まえつつ、都市圏域ごとに個性を重視した都市づくりの基本方向を示しています。
1 川崎・横浜都市圏域	
2 三浦半島都市圏域	
3 県央都市圏域	
4 湘南都市圏域	
5 県西都市圏域	
第4章 広域的な視点に立った取組み	都市圏域をまたがる取組みや取組みによる影響が首都圏全体、隣接都県にまで及ぼす可能性のあるものについて示しています。
1 京浜臨海部再編整備	
2 公園文化交流半島整備	
3 相模連携軸総合整備	
4 県西地域総合整備	
5 相模湾沿岸地域総合整備	
第5章 部門別都市づくりの方針	都市づくりの基本方向に沿って、都市を運営するという観点から総合的かつ計画的な都市づくりを神奈川県全体で展開するため、「土地利用」、「社会資本整備」、「市街地整備」の3つの部門別の施策展開の方針を示しています。
1 土地利用の方針	
2 社会資本整備の方針	
3 市街地整備の方針	
第6章 都市づくりの推進	時代の変化に対応して、効果的、効率的な都市づくりを多様な主体により推進するための役割や施策の方針を示しています。
1 県と市町村の連携による都市づくりの推進	
2 多様な主体による都市づくりの推進	
3 計画のモニタリング	

IX 県立都市公園の指定管理者の募集について

1 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、県立都市公園については、令和3年度末に指定期間が満了となる25公園に、直営で管理している山北つぶらの公園を加えた計26公園について、次期の指定管理者の募集を行う。

なお、次の公園については、同一敷地内（当該公園区域）にスポーツ局所管のスポーツ施設が設置されており、公園とこれらの施設を一体的に管理する方が、経費節減等の効率的な運営が期待できるため、引き続き、1つの募集単位として指定管理者を一括募集する（「県立の都市公園及びスポーツ施設の指定管理者の一括募集について」P45参照）。

- ・「相模湖公園」及び「相模湖漕艇場」
- ・「秦野戸川公園」及び「山岳スポーツセンター」

2 施設の目的・概要

都市公園は、人々のレクリエーションのための空間となるほか、良好な都市景観形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保等多様な機能を有する都市の根幹的な施設であり、神奈川県都市公園条例（昭和32年条例第7号）に基づき設置されている（施設は別紙1「県立都市公園一覧表」のとおり）。

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、適切な維持管理や利用促進の取組により、利用者満足度は良好であるなど利用者へのサービスの向上や、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、次期の指定期間については、指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

（※収支状況及び委託実績は別紙2のとおり）

4 募集の方法

公募により募集する。

5 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）とする。

6 募集単位

県立都市公園ごとに募集する（別紙1「県立都市公園一覧表」のとおり）。

ただし、次の公園については、近接しており、一方が小規模であることから、両公園を包括的に管理する方が効率的な運営が期待できるため、引き続き1つの募集単位とする。

- ・「葉山公園」及び「はやま三ヶ岡山緑地」
- ・「辻堂海浜公園」及び「湘南汐見台公園」

7 利用料金制の導入

指定管理者のインセンティブの向上による応募者の拡大や、県民サービスの向上を図るため、既に利用料金制を導入している施設については継続する。また、新たに相模三川公園のパークゴルフ場に利用料金制を導入する。

8 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

ア 維持管理業務

施設の特徴を踏まえた維持管理の考え方

イ 施設運營業務

利用者ニーズを把握し、より適切な施設運営を図るために実施する事業の考え方

ウ 事故防止等安全管理

新型コロナウイルス感染症の拡大や、台風・豪雨等の自然災害に対する脅威の高まりなど、昨今の社会状況を踏まえ、施設の特徴、立地状況に応じた、事故防止の取組や緊急事態発生時における対応の考え方

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：50点

管理経費の節減等：25点

団体の業務遂行能力：25点

9 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
飯島 健太郎	男	大学教授	学識経験者	有 (H26 年度都市公園部会)	都市緑化・自然環境保全に造詣が深く、本件審査業務に精通していること。
岡本 由美子	女	公認会計士、税理士	経理	有 (H20、H26 年度都市公園部会)	平成 19 年に日本公認会計士協会神奈川県会から推薦を受けた公認会計士であり、本件審査業務に精通していること。
高澤 厚子	女	社会保険労務士	労務	無	神奈川県社会保険労務士会から推薦を受けた者。労務の専門家であること。
浦田 啓充	男	財団法人 参与	施設の事業内容に精通	無	国、地方自治体での都市公園に関する行政経験を有し、神奈川県公園等審査会の委員長を務めており、県立都市公園の事情に精通していること。
川島 裕子	女	NPO法人 理事長	施設利用者代表	無	利用者の視点や公園レクリエーションの観点に関する識見を有し、県内全域でのレクリエーション活動の普及奨励や、指導者の人材養成と研修に取り組んでいること。

10 今後の予定

	都市公園条例改正が必要ない公園 (相模三川公園、山北つぶらの公園を 除く 22 公園)	都市公園条例改正が必要な公園 (相模三川公園、山北つぶらの公園)
令和 2 年 11 月	・ 外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、 決定	
12 月	・ 第 3 回県議会定例会（後半）に、 指定管理者の選定基準を報告	・ 第 3 回県議会定例会（後半）に、 指定管理者の選定基準を報告 ・ 指定管理の新規導入、利用料金制 の導入に伴う「都市公園条例」の改 正概要を報告
令和 3 年 1 月	・ 指定管理者を募集開始	
2 月		・ 第 1 回県議会定例会に、指定管理 の新規導入、利用料金制の導入に伴 う「都市公園条例」の改正議案を提 出
4 月	・ 外部評価委員会等による候補者 選定	・ 指定管理者を募集開始
6 月	・ 第 2 回県議会定例会に、指定管 理者の指定議案を提出	
7 月		・ 外部評価委員会等による候補者選 定
9 月		・ 第 3 回県議定例会に、指定管理者 の指定議案を提出
令和 4 年 4 月	・ 指定管理者による管理運営開始	

県立都市公園一覧表

番号	公園名	所在地	開園面積 (h a)	備考
1	塚山公園	横須賀市	4.7	
2	保土ヶ谷公園	横浜市保土ヶ谷区	34.0	
3	三ツ池公園	横浜市鶴見区	29.7	
4	葉山公園	葉山町	1.7	2公園を1単位 で募集
5	はやま三ヶ岡山緑地	葉山町	29.6	
6	湘南海岸公園	藤沢市	17.4	
7	相模湖公園	相模原市緑区	2.5	スポーツ施設と 一括募集
8	城ヶ島公園	三浦市	14.6	
9	恩賜箱根公園	箱根町	15.9	
10	辻堂海浜公園	藤沢市	19.9	2公園を1単位 で募集
11	湘南汐見台公園	茅ヶ崎市	1.6	
12	観音崎公園	横須賀市	70.4	
13	東高根森林公園	川崎市宮前区	11.8	
14	相模原公園	相模原市南区	26.0	
15	大磯城山公園	大磯町	10.0	
16	七沢森林公園	厚木市	64.6	
17	四季の森公園	横浜市緑区	45.3	
18	座間谷戸山公園	座間市	30.6	
19	秦野戸川公園	秦野市	36.1	スポーツ施設と 一括募集
20	津久井湖城山公園	相模原市緑区	95.0	
21	茅ヶ崎里山公園	茅ヶ崎市	35.2	
22	あいかわ公園	愛川町	52.0	
23	相模三川公園	海老名市	16.8	
24	おだわら諏訪の原公園	小田原市	15.4	
25	境川遊水地公園	横浜市、藤沢市	26.1	
26	山北つぶらの公園	山北町	17.9	

県立都市公園収支状況及び委託実績

(1) 塚山公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	16,100	0	0	16,100	15,515	585	3.63%
平成28年度	16,100	0	0	16,100	15,414	686	4.26%
平成29年度	16,100	0	2	16,102	15,926	176	1.09%
平成30年度	16,100	0	0	16,100	15,848	252	1.57%
令和元年度	16,398	0	0	16,398	16,229	169	1.03%
合計	80,798	0	2	80,800	78,932	1,868	2.31%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+298千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	34	5,607	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(2) 保土ヶ谷公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	172,000	52,332	88,034	312,366	292,341	20,025	6.41%
平成28年度	174,138	52,914	95,226	322,278	292,488	29,790	9.24%
平成29年度	174,138	51,364	97,659	323,161	308,235	14,926	4.62%
平成30年度	174,138	53,284	92,778	320,200	315,091	5,109	1.60%
令和元年度	177,363	49,740	88,780	315,883	293,919	21,964	6.95%
合計	871,777	259,634	462,477	1,593,888	1,502,074	91,814	5.76%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(施設改修に伴う水道料金の増 年額+2,138千円 平成28年度～令和元年度)

消費税増税に伴う増 年額+3,225千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	472	142,675	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(3) 三ツ池公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計		支出	収支差額
平成27年度	71,043	12,426	42,328	125,797	126,146	-349	-0.28%
平成28年度	71,043	12,204	44,941	128,188	128,782	-594	-0.46%
平成29年度	71,043	12,074	50,033	133,150	132,311	839	0.63%
平成30年度	71,043	11,941	42,604	125,588	128,972	-3,384	-2.69%
令和元年度	72,359	8,754	46,115	127,228	131,993	-4,765	-3.75%
合計	356,531	57,399	226,021	639,951	648,204	-8,253	-1.29%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+1,316千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	170	81,110	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(4) 葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計		支出	収支差額
平成27年度	13,199	0	15,027	28,226	26,388	1,838	6.51%
平成28年度	13,199	0	15,349	28,548	27,628	920	3.22%
平成29年度	13,199	0	15,243	28,442	26,315	2,127	7.48%
平成30年度	13,199	0	15,910	29,109	26,616	2,493	8.56%
令和元年度	13,443	0	14,917	28,360	27,255	1,105	3.90%
合計	66,239	0	76,446	142,685	134,202	8,483	5.95%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+244千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	30	1,340	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(5) 湘南海岸公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	61,140	0	34,707	95,847	95,832	15	0.02%
平成28年度	61,140	0	32,850	93,990	94,197	-207	-0.22%
平成29年度	61,140	0	31,270	92,410	96,521	-4,111	-4.45%
平成30年度	61,140	0	32,626	93,766	103,643	-9,877	-10.53%
令和元年度	62,272	0	33,151	95,423	100,395	-4,972	-5.21%
合計	306,832	0	164,604	471,436	490,588	-19,152	-4.06%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+1,132千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注先	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業	無	108	95,874	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業 等	無	16	8,165	平成27年度～令和元年度実績

(6) 城ヶ島公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	21,425	0	19,418	40,843	38,114	2,729	6.68%
平成28年度	23,208	0	21,526	44,734	38,686	6,048	13.52%
平成29年度	23,208	0	22,617	45,825	41,006	4,819	10.52%
平成30年度	23,208	0	23,052	46,260	40,404	5,856	12.66%
令和元年度	23,638	0	23,406	47,044	41,043	6,001	12.76%
合計	114,687	0	110,019	224,706	199,253	25,453	11.33%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(管理施設の追加に伴う増 年額+1,783千円 平成28年度～令和元年度)

消費税増税に伴う増 年額+430千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注先	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業	無	10	11,325	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業 等	無	5	458	平成27年度～令和元年度実績

(7) 恩賜箱根公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	39,660	0	26,289	65,949	64,796	1,153	1.75%
平成28年度	39,660	0	27,060	66,720	66,639	81	0.12%
平成29年度	39,660	0	29,836	69,496	69,165	331	0.48%
平成30年度	39,660	0	26,968	66,628	67,547	-919	-1.38%
令和元年度	40,394	0	22,955	63,349	65,517	-2,168	-3.42%
合計	199,034	0	133,108	332,142	333,664	-1,522	-0.46%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+734千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注先	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業	無	69	52,911	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業 等	無	—	—	—

(8) 辻堂海浜公園・湘南汐見台公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	-17,000	126,844	210,914	320,758	293,964	26,794	8.35%
平成28年度	-17,046	124,102	247,135	354,191	299,039	55,152	15.57%
平成29年度	-17,146	117,493	236,423	336,770	297,274	39,496	11.73%
平成30年度	-17,246	129,107	229,809	341,670	300,621	41,049	12.01%
令和元年度	-17,346	115,975	221,111	319,740	307,320	12,420	3.88%
合計	-85,784	613,521	1,145,392	1,673,129	1,498,218	174,911	10.45%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(施設改修に伴う電気代の増 年額+54千円 平成28年度～令和元年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注先	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業	無	100	35,008	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業 等	無	5	1,729	平成27年度～令和元年度実績

(9) 観音崎公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	90,616	0	36,153	126,769	122,391	4,378	3.45%
平成28年度	90,616	0	37,149	127,765	125,603	2,162	1.69%
平成29年度	90,616	0	36,689	127,305	125,954	1,351	1.06%
平成30年度	90,616	0	35,592	126,208	124,546	1,662	1.32%
令和元年度	92,294	0	35,738	128,032	127,767	265	0.21%
合計	454,758	0	181,321	636,079	626,261	9,818	1.54%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+1,678千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	212	72,167	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	12	5,819	平成27年度～令和元年度実績

(10) 東高根森林公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	45,984	0	8,639	54,623	55,368	-745	-1.36%
平成28年度	46,169	0	9,475	55,644	56,726	-1,082	-1.94%
平成29年度	46,169	0	8,601	54,770	55,114	-344	-0.63%
平成30年度	46,169	0	8,403	54,572	54,690	-118	-0.22%
令和元年度	47,024	0	7,954	54,978	55,056	-78	-0.14%
合計	231,515	0	43,072	274,587	276,954	-2,367	-0.86%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(管理区域の拡大に伴う増 年額+245千円 平成27年度～令和元年度 なお、H27のみ管理期間の関係から+60千円
消費税増税に伴う増 年額+855千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	112	34,516	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	5	2,187	平成27年度～令和元年度実績

(11)相模原公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	226,410	1,413	20,550	248,373	243,311	5,062	2.04%
平成28年度	226,410	1,898	20,731	249,039	240,720	8,319	3.34%
平成29年度	226,410	1,764	19,829	248,003	248,386	-383	-0.15%
平成30年度	226,410	1,724	18,800	246,934	245,541	1,393	0.56%
令和元年度	230,603	1,479	19,736	251,818	247,177	4,641	1.84%
合計	1,136,243	8,278	99,646	1,244,167	1,225,135	19,032	1.53%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+4,193千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	328	238,245	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	14	12,184	平成27年度～令和元年度実績

(12)大磯城山公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	69,586	0	3,096	72,682	70,458	2,224	3.06%
平成28年度	69,586	0	3,620	73,206	71,263	1,943	2.65%
平成29年度	81,974	0	7,200	89,174	84,247	4,927	5.53%
平成30年度	81,974	0	5,965	87,939	85,038	2,901	3.30%
令和元年度	83,492	0	5,150	88,642	87,960	682	0.77%
合計	386,612	0	25,031	411,643	398,966	12,677	3.08%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(管理施設の追加に伴う増 年額+836千円 平成27年度～令和元年度)

管理区域の拡大に伴う増 年額+12,388千円 平成29年度～令和元年度

消費税増税に伴う増 年額+1,518千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	69	15,042	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(13) 七沢森林公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	70,400	0	5,617	76,017	72,997	3,020	3.97%
平成28年度	70,400	0	5,089	75,489	74,145	1,344	1.78%
平成29年度	70,400	0	4,573	74,973	74,738	235	0.31%
平成30年度	70,400	0	4,374	74,774	74,772	2	0.00%
令和元年度	71,704	0	4,060	75,764	75,387	377	0.50%
合計	353,304	0	23,713	377,017	372,039	4,978	1.32%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+1,304千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	96	16,804	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(14) 四季の森公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	70,405	0	13,959	84,364	85,035	-671	-0.80%
平成28年度	70,405	0	14,329	84,734	84,581	153	0.18%
平成29年度	70,405	0	13,790	84,195	84,420	-225	-0.27%
平成30年度	70,405	0	12,957	83,362	84,798	-1,436	-1.72%
令和元年度	71,709	0	12,974	84,683	86,720	-2,037	-2.41%
合計	353,329	0	68,009	421,338	425,554	-4,216	-1.00%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+1,304千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	138	62,242	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	4	1,662	平成27年度～令和元年度実績

(15) 座間谷戸山公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計		支出	収支差額
平成27年度	65,355	0	1,952	67,307	65,498	1,809	2.69%
平成28年度	65,355	0	2,548	67,903	66,699	1,204	1.77%
平成29年度	65,355	0	2,009	67,364	66,409	955	1.42%
平成30年度	65,355	0	1,864	67,219	65,963	1,256	1.87%
令和元年度	66,565	0	1,836	68,401	67,438	963	1.41%
合計	327,985	0	10,209	338,194	332,007	6,187	1.83%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+1,210千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注先	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業	無	217	79,491	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業 等	無	—	—	—

(16) 津久井湖城山公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計		支出	収支差額
平成27年度	145,920	0	774	146,694	139,029	7,665	5.23%
平成28年度	145,920	0	844	146,764	142,763	4,001	2.73%
平成29年度	145,920	0	901	146,821	142,870	3,951	2.69%
平成30年度	145,920	0	858	146,778	143,378	3,400	2.32%
令和元年度	148,622	0	816	149,438	140,527	8,911	5.96%
合計	732,302	0	4,193	736,495	708,567	27,928	3.79%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+2,702千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注先	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業	無	414	132,830	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業 等	無	4	487	平成27年度～令和元年度実績

(17) 茅ヶ崎里山公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	113,600	0	14,886	128,486	126,015	2,471	1.92%
平成28年度	113,600	0	14,859	128,459	121,041	7,418	5.77%
平成29年度	113,600	0	16,212	129,812	126,772	3,040	2.34%
平成30年度	113,600	0	15,527	129,127	128,780	347	0.27%
令和元年度	115,704	0	15,813	131,517	129,944	1,573	1.20%
合計	570,104	0	77,297	647,401	632,552	14,849	2.29%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+2,104千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	196	59,255	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	5	2,800	平成27年度～令和元年度実績

(18) あいかわ公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	101,636	0	47,892	149,528	143,821	5,707	3.82%
平成28年度	101,636	0	48,344	149,980	146,714	3,266	2.18%
平成29年度	101,636	0	49,430	151,066	148,951	2,115	1.40%
平成30年度	101,636	0	47,218	148,854	148,751	103	0.07%
令和元年度	103,518	0	46,608	150,126	145,741	4,385	2.92%
合計	510,062	0	239,492	749,554	733,978	15,576	2.08%

定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+1,882千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	180	154,851	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(19)相模三川公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	75,993	1,542	2,620	80,155	79,640	515	0.64%
平成28年度	75,993	1,519	2,811	80,323	80,023	300	0.37%
平成29年度	75,993	1,467	2,908	80,368	80,097	271	0.34%
平成30年度	75,993	1,484	2,648	80,125	80,134	-9	-0.01%
令和元年度	77,400	844	2,812	81,056	81,385	-329	-0.41%
合計	381,372	6,856	13,799	402,027	401,279	748	0.19%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+1,407千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	71	54,564	平成27年度～令和元年度実績
障がい者雇用企業等	無	—	—	—

(20)おだわら諏訪の原公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	63,241	0	1,728	64,969	63,676	1,293	1.99%
平成28年度	63,241	0	1,782	65,023	64,529	494	0.76%
平成29年度	63,349	0	2,237	65,586	65,362	224	0.34%
平成30年度	63,619	0	2,431	66,050	65,547	503	0.76%
令和元年度	65,017	0	2,422	67,439	67,129	310	0.46%
合計	318,467	0	10,600	329,067	326,243	2,824	0.86%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

管理区域の拡大に伴う増 年額+1,195千円 平成27年度～令和元年度

(消費税増税に伴う増 年額+1,182千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	76	21,878	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	3	11	平成27年度～令和元年度実績

(21) 境川遊水地公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	81,850	0	939	82,789	77,625	5,164	6.24%
平成28年度	82,244	0	980	83,224	82,350	874	1.05%
平成29年度	84,526	0	1,221	85,747	83,979	1,768	2.06%
平成30年度	84,526	0	2,003	86,529	83,482	3,047	3.52%
令和元年度	108,243	0	2,363	110,606	102,608	7,998	7.23%
合計	441,389	0	7,506	448,895	430,044	18,851	4.20%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 ㊦ ・ 無

(管理施設の追加に伴う増 年額+2,676千円 平成28年度～令和元年度 なお、H28のみ管理期間の関係から+394千円
 管理区域の拡大に伴う増 年額+22,152千円 令和元年度
 消費税増税に伴う増 年額+1,565千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	114	70,487	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

X 県立都市公園及びスポーツ施設の指定管理者の一括募集について

1 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しており、次の都市公園とスポーツ施設については、令和3年度末に指定期間が満了する。これらの施設は、県土整備局所管の都市公園と同一の敷地内（都市公園区域）に、公の施設として、スポーツ局所管のスポーツ施設が設置されている。

立地状況に鑑み、一体的に管理することで、経費節減等の効率的な運営が期待されるため、引き続き指定管理者の一括募集を行うこととする。

- ・「相模湖公園」及び「相模湖漕艇場」
- ・「秦野戸川公園」及び「山岳スポーツセンター」

2 施設の目的・概要

(1) 都市公園（相模湖公園及び秦野戸川公園）

人々のレクリエーションのための空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保等多様な機能を有する都市の根幹的な施設であり、神奈川県都市公園条例（昭和32年条例第7号）に基づき設置されている。

(2) スポーツ施設

ア 相模湖漕艇場

ボートの競技等を通じて県民のスポーツの振興を図ることを目的としており、管理運営棟、艇庫、審判塔、スロープ及びコースからなる施設である。

イ 山岳スポーツセンター

県民に登山に関する知識の習得、技能の向上及びレクリエーションの場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与することを目的としており、管理棟、研修棟、宿泊棟及びクライミングウォール（リードウォール・スピードウォール）からなる施設である。

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

(1) 相模湖公園及び相模湖漕艇場

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、適切な維持管理や利用促進の取組により、利用者満足度は良好であるなど利用者へのサービスの向上や、一体的な施設の管理運営による経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

(2) 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、適切な維持管理や利用促進の取組により、利用者満足度は良好であるなど利用者へのサービスの向上や、一体的な施設の管理運営による経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

(※収支状況及び委託実績は別紙1のとおり)

4 募集の方法

公募により募集する。

5 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）とする。

6 募集単位

次に掲げる都市公園及びスポーツ施設を1つの募集単位として、一括募集する。

- ・「相模湖公園（県土整備局所管）」及び「相模湖漕艇場（スポーツ局所管）」
- ・「秦野戸川公園（県土整備局所管）」及び「山岳スポーツセンター（スポーツ局所管）」

7 利用料金制の導入

指定管理者のインセンティブの向上による応募者の拡大や、県民サービスの向上を図るため、新たに相模湖漕艇場の管理棟研修室、トレーニング室、記録室、応接室と山岳スポーツセンターのスピードウォールに利用料金制を導入する。また、山岳スポーツセンターのリードウォール

の料金改定を行う。

その他のスポーツ施設及び秦野戸川公園施設で既に利用料金制を導入している施設については継続する。

8 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

- ア 都市公園とスポーツ施設の一体的な管理運営にあたっての基本的な考え方
- イ 維持管理業務
それぞれの施設の特性を踏まえた維持管理の考え方
- ウ 施設運營業務
利用者ニーズを把握し、より適切な施設運営を図るために実施する事業の考え方
- エ 事故防止等安全管理
新型コロナウイルス感染症の拡大や、台風・豪雨等の自然災害に対する脅威の高まりなど、昨今の社会状況を踏まえ、施設の特性、立地状況に応じた、事故防止の取組や緊急事態発生時における対応の考え方

(3) 選定基準の配点割合

- サービスの向上：50点
- 管理経費の節減等：25点
- 団体の業務遂行能力：25点

9 外部評価委員会委員（案）

	氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
1	飯島 健太郎	男	大学教授	学識経験者	有 (H26年度都市公園部会)	都市緑化・自然環境保全に造詣が深く、本件審査業務に精通していること。
2	岡本 由美子	女	公認会計士、税理士	経理	有 (H20、H26年度都市公園部会)	平成19年に日本公認会計士協会神奈川県会から推薦を受けた公認会計士であり、本件審査業務に精通していること。
3	高澤 厚子	女	社会保険労務士	労務	無	神奈川県社会保険労務士会から推薦を受けた者。労務の専門家であること。
4	浦田 啓充	男	財団法人参与	施設の事業内容に精通	無	国、地方自治体での都市公園に関する行政経験を有し、神奈川県公園等審査会の委員長を務めており、県立都市公園の事情に精通していること。
5	川島 裕子	女	NPO法人理事長	施設利用者代表	無	利用者の視点や公園レクリエーションの観点に関する識見を有し、県内全域でのレクリエーション活動の普及奨励や、指導者の人材養成と研修に取り組んでいること。

6	日比野 幹生	男	大学教授	学識経験者	有 (H29年度スポーツ施設指定管理者評価委員会)	スポーツ振興の視点からの評価が期待できること。
7	岡本 悟	男	公益社団法人日本ボート協会の役員	施設利用者代表 (相模湖漕艇場)	無	施設利用者の視点からのサービス面の評価も期待できること。
8	小野寺 齊	男	公益社団法人日本・山岳スポーツクライミング協会の役員	施設利用者代表 (山岳スポーツセンター)	無	施設利用者の視点からサービス面の評価が期待できること。

※表の1から5については都市公園について、6から8についてはスポーツ施設についての外部評価委員会委員である。一括募集においては、これらの委員が合同で審査を行い、両施設の提案内容を評価し、指定管理者候補（案）として1者を選定する。

10 今後の予定

令和2年11月	外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定
12月	第3回県議会定例会（後半）に、指定管理者の選定基準を報告 併せて、利用料金制の導入等に伴う「神奈川県立相模湖漕艇場条例」及び「神奈川県立山岳スポーツセンター条例」の改正概要を報告
令和3年2月	利用料金制の導入等に伴う「神奈川県立相模湖漕艇場条例」及び「神奈川県立山岳スポーツセンター条例」の改正議案を提出
令和3年4月～	指定管理者を募集
7月～	外部評価委員会等による候補者選定
9月	第3回県議会定例会に、指定管理者の指定議案を提出
令和4年4月	指定管理者による管理運営開始

県立都市公園・スポーツ施設収支状況及び委託実績

(1) 相模湖公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	37,500	0	12,501	50,001	49,792	209	0.42%
平成28年度	37,400	0	13,327	50,727	49,759	968	1.91%
平成29年度	37,300	0	12,824	50,124	49,818	306	0.61%
平成30年度	37,200	0	12,048	49,248	49,246	2	0.00%
令和元年度	37,787	0	10,337	48,124	48,096	28	0.06%
合計	187,187	0	61,037	248,224	246,711	1,513	0.61%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+687千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	45	32,327	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(2) 相模湖漕艇場

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他収入	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	14,086	3,935	0	18,021	15,568	2,453	13.61%
平成28年度	14,086	3,725	0	17,811	15,653	2,158	12.12%
平成29年度	14,086	3,940	0	18,026	15,940	2,086	11.57%
平成30年度	14,086	3,072	0	17,158	15,777	1,381	8.05%
令和元年度	16,791	3,648	0	20,439	18,687	1,752	8.57%
合計	73,135	18,320	0	91,455	81,625	9,830	10.75%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増、2kmコース管理委託に伴う増 年額+2,705千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注先	件数(実績)	金額(実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業	無	37	7,901	平成27年度～令和元年度実績
障がい者雇用企業等	無	—	—	平成27年度～令和元年度実績

(3) 秦野戸川公園

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	93,461	834	17,428	111,723	110,138	1,585	1.42%
平成28年度	93,461	846	23,539	117,846	116,976	870	0.74%
平成29年度	93,461	765	23,150	117,376	111,327	6,049	5.15%
平成30年度	93,461	730	23,832	118,023	115,194	2,829	2.40%
令和元年度	94,780	747	25,819	121,346	114,462	6,884	5.67%
合計	468,624	3,922	113,768	586,314	568,097	18,217	3.11%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(管理区域の縮小に伴う減 年額△412千円 令和元年度
消費税増税に伴う増 年額+1,731千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注先	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業	無	158	21,132	平成27年度～令和元年度実績
障害者雇用企業 等	無	6	2,253	平成27年度～令和元年度実績

(4) 山岳スポーツセンター

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他収入	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成27年度	9,339	6,014	0	15,353	15,115	238	1.55%
平成28年度	9,339	6,530	0	15,869	15,148	721	4.54%
平成29年度	9,339	5,814	0	15,153	14,748	405	2.67%
平成30年度	9,339	5,923	0	15,262	14,950	312	2.04%
令和元年度	9,598	5,606	0	15,204	14,351	853	5.61%
合計	46,954	29,887	0	76,841	74,312	2,529	3.29%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有) ・ 無

(消費税増税に伴う増 年額+259千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注先	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業	無	66	15,663	平成27年度～令和元年度実績
障がい者雇用企業 等	無	—	—	平成27年度～令和元年度実績

XI 湘南港・葉山港の指定管理者の指定期間の変更について

指定管理者制度導入施設のうち、令和3年度末に指定期間が満了する施設については、今年度から次期指定期間の指定管理者を選定する手続きを開始する必要がある。

湘南港・葉山港の指定管理者の指定期間については、令和3年度末で満了するが、湘南港で開催予定の東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技（以下「オリンピック」という。）が令和3年に延期になったことに伴い、両港の指定管理者の指定期間を、次のとおり変更する。

- 1 令和3年度に指定期間が満了する施設のうち、指定期間を変更する施設
 - (1) 湘南港
（所在地：藤沢市江の島、現指定管理者：株式会社湘南なぎさパーク）
 - (2) 葉山港
（所在地：三浦郡葉山町堀内、現指定管理者：株式会社リビエラリゾート）

2 指定期間の変更

湘南港・葉山港の指定管理者の指定期間については、当初、平成26年度から30年度までの5年間としていた。

その後、平成27年に湘南港でのオリンピックの開催が決定したことを受け、オリンピックを成功に導くとともに、次期指定管理者の募集に、県がオリンピックを通じて得られる経験を反映させるため、湘南港及び同港と連携してオリンピックの対応にあたっている葉山港の指定期間を3年間延長し、令和3年度までの8年間とした経緯がある。

このため、オリンピックが1年間延期されたことを踏まえ、同様の理由により、両港の指定管理者の指定期間を令和4年度末まで1年間延長する。

なお、現在の指定管理者による管理運営については、指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、適正に運営されていることを確認している。

変更前：平成26年4月1日～令和4年3月31日

変更後：平成26年4月1日～令和5年3月31日

3 今後の予定

令和2年10月～
11月

現在の指定管理者と、指定期間の延長を協議
指定期間の延長についての議案を第3回県議会議
定例会へ提出
議決後、指定管理者と指定期間の延長について協
定を締結

XII 県の海岸の安全対策等の取組結果について

1 概要

今年の夏は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内全ての海水浴場が開設されないことになった。

そのため、例年と同様の安全対策等が確保されないことを広く県内外に発信するとともに、地元市町や関係機関等と連携して、海岸の安全対策等に取り組んだ。

2 経過

- 5月27日 「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」を施行
- 6月5日 県内全ての海水浴場が開設されないことが決定
- 6月10日 県・市町等による検討会議（第1回）を開催
- 6月19日 公益財団法人日本ライフセービング協会と包括協定締結
- 6月29日 県・市町等による検討会議（第2回）を開催
- 7月1日 安全対策等を開始
- 8月31日 安全対策等を終了
- 9月3日 県・市町等による検討会議（第3回）を開催

3 県の安全対策等の取組結果

(1) 海水浴場が開設されないことの周知

テレビやラジオ等の媒体の活用、主要な鉄道駅へのポスター掲示、県内全小・中・高校などへのリーフレットの配布などにより、広く周知を図った。

ポスター枚数：2,700枚

〔周知方法：TV、ラジオ、新聞、WEB（県・近隣都県ホームページ）、県のたより、道路情報板、津波情報盤 等〕

(2) 遊泳自粛要請看板、柵の設置

遊泳自粛を促す看板や例年の海水浴場の範囲が一目で分かるように、砂浜に目印となる柵を設置した。

看板設置枚数：約170枚（英語表記の看板を含む）

柵設置箇所数：2箇所（三浦海岸、横須賀三浦海岸）

(3) 海岸のルール看板の設置

砂浜での飲酒を控えること、ゴミを持ち帰ること等の自主ルールを13市町において策定し、看板を設置した。

看板設置枚数：約130枚（英語表記の看板を含む）

(4) 海岸パトロールの強化

密集・密接を避けることや、遊泳自粛や自主ルールの遵守等の呼びかけなどを実施した。

警備員：延べ約1,800人（7月1日から8月31日）

ライフセーバー：延べ約1,500人（7月4日から8月31日）

県職員：延べ約300人（7月11日から8月30日の土日祝日等）

(5) ドローンを活用した監視・救命活動

人が多く集まる藤沢海岸片瀬西浜地区で、藤沢市や慶應義塾大学SFC研究所などと連携して、ドローンを活用した監視・救命活動やスピーカーによる注意を実施した。

活動期間：延べ19日間稼働（7月18日から8月23日の土日祝日等）

飛行回数：延べ約100回、浮環投下訓練15回

※浮環投下による救助活動実績は無し

(6) 仮設トイレの設置

利用者が多い藤沢海岸及び鎌倉海岸に仮設トイレを設置した。

設置基数：30基（手洗い場6基）

設置期間：8月1日から8月31日

4 例年の海水浴場エリアにおける水難事故等の状況（20海水浴場）

死亡者数：0名

救助活動：47回

緊急搬送：1名（心肺蘇生で回復）

5 検討会議（第3回）における主な意見

- ・ 県と市町、関係機関が連携し、円滑に安全対策等が行われたため、大きなトラブルは発生しなかった。
- ・ 今夏の結果を踏まえ、今後も関係機関が連携して、海岸の安全対策等に取り組んでいく必要がある。等

XIII 県営住宅等の指定管理者の募集について

1 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、県営住宅等については、令和3年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等を行う。

2 施設の目的・概要

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低額な家賃で住宅を提供することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的とする（施設は別紙1「神奈川県県営住宅等の施設概要」のとおり）。

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、入居管理において適切に業務を遂行しているなど利用者へのサービスの向上や、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

（※収支状況及び委託実績は別紙2のとおり）

4 募集の方法

公募により募集する。

5 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）とする。

6 募集単位

(1) 地域割

以下の4地域に分けて募集する。

横浜等地域	131 団地	31,159 戸
川崎地域	24 団地	4,109 戸
相模原等地域	36 団地	4,964 戸
横須賀三浦地域	26 団地	5,383 戸

(2) 募集単位の考え方

ア 適切かつ均質的なサービスの確保

県営住宅の管理運営は、入居者の生活と密接に関係していることから、指定管理業務におけるサービス提供は、どの指定管理者においても、一定水準を確保しつつ均質的に行うことが重要となるため、ある程度地域をまとめて募集する。

イ スケールメリットの確保

民間参入を促すために、県営住宅が偏在配置となっていることを十分考慮しつつ、業務の効率性やコスト面を踏まえて、スケールメリットを活かせる募集単位の設定とする。

7 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

イ 施設の維持管理

ウ 利用促進のための取組、利用者への対応

エ 事故防止等安全管理

オ 地域と連携した魅力ある施設づくり

カ 人的な能力、執行体制

キ 財政的な能力

ク コンプライアンス、社会貢献

ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護

コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

ア 適切な維持管理

- ・ 経済合理性がありかつ効率的な維持修繕の実施
- ・ 共益施設管理業務、建物の法定点検の実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組の実施

イ 利用の促進

- ・ 募集可能住戸の洗い出し
- ・ 地域別の募集計画（案）の作成
- ・ 高齢者、障がい者、外国籍県民など多様な入居者などへの対応
- ・ サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等の取組み

ウ 団地コミュニティ活力の活性化

- ・ 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の連携
- ・ 健康団地づくりに向けた団地自治会等との協力体制
- ・ 健康団地づくりを踏まえた入居者への自主事業の提供

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：50点

管理経費の節減等：25点

団体の業務遂行能力：25点

8 外部評価委員会委員（案）

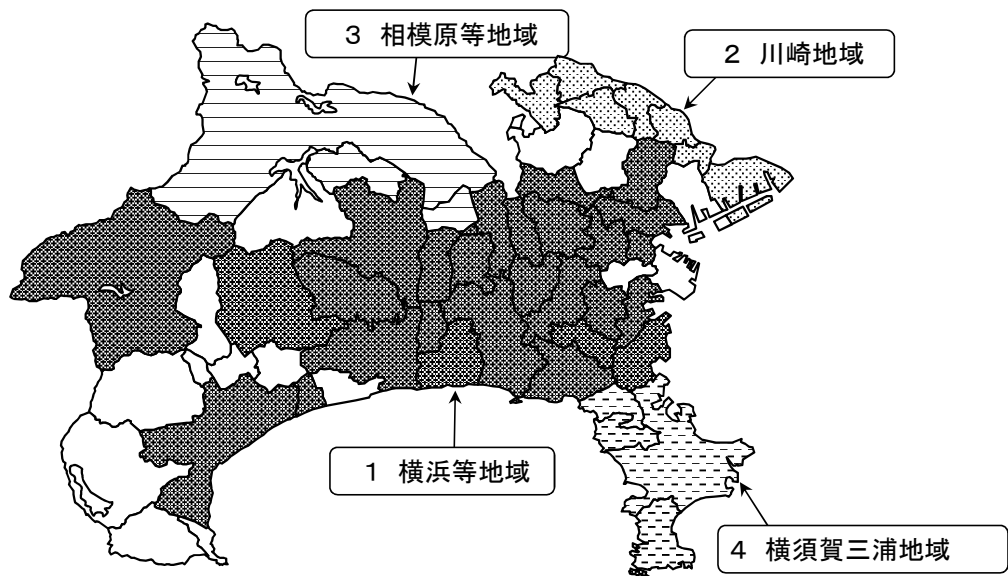
氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
秋田 浩	男	UR 職員	住宅事業者	無	公的賃貸住宅のストック管理業務に関する識見を有するため
大江 守之	男	大学 名誉教授	学識経験者	有（神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会住宅部会、平成17・20・23・27年）	住宅政策に関する識見を有するため
大杉 泉	女	公認 会計士	会計	無	経営審査に関する識見を有するため
三品 篤	男	弁護士	法律	有（神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会住宅部会、平成23・27年）	法務に関する識見を有するため
山崎 智美	女	社会 福祉士	福祉	有（神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会住宅部会、平成23・27年）	福祉分野に関する識見を有するため

9 今後の予定

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 令和2年11月 | 外部評価委員会において、選定基準（案）について
意見聴取を行い、決定 |
| 12月 | 第3回県議会定例会（後半）に、指定管理者の選定
基準を報告 |
| 令和3年1月～ | 指定管理者を募集 |
| 3月～ | 外部評価委員会等による候補者選定 |
| 6月 | 第2回県議会定例会に、指定管理者の指定議案を提
出 |
| 令和4年4月 | 指定管理者による管理運営開始 |

地域名	団地数	棟数	管理戸数
1 横浜等地域	131団地	1,181棟	31,159戸
2 川崎地域	24団地	96棟	4,109戸
3 相模原等地域	36団地	327棟	4,964戸
4 横須賀三浦地域	26団地	167棟	5,383戸
合計	217団地	1,771棟	45,615戸

- ①横浜等地域 ・ ・ ・ 横浜市、平塚市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、鎌倉市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町、山北町
- ②川崎地域 ・ ・ ・ 川崎市
- ③相模原等地域 ・ ・ ・ 相模原市、座間市、愛川町
- ④横須賀三浦地域 ・ ・ ・ 横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町



(注) 地図中の白抜きは、令和2年4月1日現在で県営住宅のない市区町村を表す。

県営住宅等過去3年間収支状況及び委託実績

(1) 横浜等地域

(単位:千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成29年度	3,007,049	0	0	3,007,049	3,002,108	4,941	0.16%
平成30年度	3,204,687	0	0	3,204,687	3,202,664	2,023	0.06%
令和元年度	3,455,146	0	0	3,455,146	3,453,691	1,455	0.04%
合計	9,666,882	0	0	9,666,882	9,658,463	8,419	0.09%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

(消費税増税に伴う増 年額+45,284千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数(実績)	金額(実績:千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	無	54,658	8,642,324	※平成29年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(2) 川崎地域

(単位:千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成29年度	430,143	0	0	430,143	429,065	1,078	0.25%
平成30年度	430,202	0	0	430,202	429,165	1,037	0.24%
令和元年度	332,628	0	0	332,628	332,393	235	0.07%
合計	1,192,973	0	0	1,192,973	1,190,623	2,350	0.20%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

(消費税増税に伴う増 年額+3,486千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数(実績)	金額(実績:千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	無	3,250	844,774	※平成29年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(3) 相模原等地域

(単位:千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成29年度	479,353	0	0	479,353	478,998	355	0.07%
平成30年度	530,109	0	0	530,109	529,541	568	0.11%
令和元年度	794,004	0	0	794,004	793,831	173	0.02%
合計	1,803,466	0	0	1,803,466	1,802,370	1,096	0.06%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

(消費税増税に伴う増 年額+11,562千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数(実績)	金額(実績:千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	無	4,273	1,374,758	※平成29年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(4) 横須賀三浦地域

(単位:千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支差額	
	指定管理料	利用料金	その他	収入合計	支出	収支差額	収支差額率
平成29年度	524,262	0	0	524,262	523,367	895	0.17%
平成30年度	611,459	0	0	611,459	610,749	710	0.12%
令和元年度	398,322	0	0	398,322	398,157	165	0.04%
合計	1,534,043	0	0	1,534,043	1,532,273	1,770	0.12%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有

(消費税増税に伴う増 年額+4,219千円、令和元年度)

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数(実績)	金額(実績:千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	無	4,948	1,172,679	※平成29年度～令和元年度実績
障害者雇用企業等	無	—	—	—

XIV 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し時期の変更について

1 条例の見直し時期の変更

県では、条例を常に時代に合致したものとするため、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、個々の条例の施行後5年を経過するごとに、見直しを行うことにしている。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）は、令和2年9月に見直しを予定していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策の影響で有識者や関係団体等と条例見直しに係る十分な議論ができないことから、見直し時期を1年延期することとする。

なお、当該条例については、福祉子どもみらい局との共管となっている。

2 今後の予定

令和3年9月 第3回県議会定例会の建設・企業常任委員会に条例見直し結果を報告

参考資料

○ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成及び所管部局

条例の構成		所管部局
第1章	総則 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進	福祉子どもみらい局
第2章	施策の基本方針等 施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置	
第3章	施設等の整備 公共的施設等、指定施設及び公共車両等の整備	
第4章 (第28条～第33条)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 ・対象施設の追加及び規模の引下げ ・移動等を円滑にするための基準の付加 等	県土整備局
第5章	雑則 適用除外、委任	福祉子どもみらい局

第4章は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、平成20年12月の条例改正時に追加